

調査項目１：教職員の勤務実態の把握

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問１】域内の各学校における「在校等時間」等の把握の方法について						【問２】教育員会で把握している学 校の範囲		
	①ICカー ド、タイム カード、パ ソコンの使 用時間の記 録等による 客観的な方 法で把握し ている	②校長等 の現認によ り客観的に 把握してい る	③庶務事 務システム やエクセル 等に本人が システム入 力すること により把握 している	④③以外 の方法によ る本人から の自己申告 により把握 している	⑤その他 の方法によ り把握して いる	⑥把握して いない	回答対象者	①すべての 学校におけ る「在校等 時間」等を 把握してい る	②一部の学 校の「在校 等時間」等 を把握して いる
兵庫県	○						○	○	
神戸市	○	○					○	○	
芦屋市	○						○	○	
香美町	○						○		○
高砂市			○				○	○	
佐用町			○				○	○	
三木市			○				○	○	
上郡町	○						○	○	
相生市	○						○	○	
播磨町	○						○	○	
宝塚市	○						○	○	
明石市	○						○		○
川西市			○				○	○	
市川町	○						○	○	
伊丹市	○		○				○	○	
朝来市	○	○					○		○
宍粟市	○						○	○	
たつの市	○						○	○	
稲美町	○						○	○	
三田市	○						○	○	
丹波篠山市	○		○				○	○	
小野市					○		○	○	
新温泉町			○				○		○
神河町	○						○	○	
西脇市	○						○	○	
多可町			○				○	○	
太子町	○						○	○	
丹波市	○		○				○	○	
淡路市	○						○	○	
猪名川町	○						○	○	
南あわじ市		○	○				○	○	
尼崎市	○		○				○	○	
洲本市	○	○	○				○	○	
豊岡市	○						○	○	
加古川市	○				○		○		○
福崎町	○						○	○	
加東市	○	○					○	○	
西宮市			○				○	○	
加西市	○						○	○	
赤穂市	○						○	○	
養父市			○				○	○	
姫路市	○						○	○	
播磨高原広域事務組合	○						○	○	
合計	33	5	14	0	2	0	43	38	5

調査項目 1 : 教職員の勤務実態の把握

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問 3-①】令和元年 7 月（回答有）「在校等時 間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じ た時間の該当人数について					【問 3-①】令和元年 8 月（回答有）「在校等時 間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じ た時間の該当人数について				
	幼稚園 （幼稚園 型認定こ ども園を 含む）	小学校 （義務教 育学校前 期課程含 む）	中学校 （義務教 育学校後 期課程、 中等教育 学校前期 課程含 む）	高等学校 （中等教 育学校後 期課程含 む）	特別支援 学校	幼稚園 （幼稚園 型認定こ ども園を 含む）	小学校 （義務教 育学校前 期課程含 む）	中学校 （義務教 育学校後 期課程、 中等教育 学校前期 課程含 む）	高等学校 （中等教 育学校後 期課程含 む）	特別支援 学校
兵庫県				○	○				○	○
神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
芦屋市	○	○	○			○	○	○		
香美町		○	○				○	○		
高砂市		○	○				○	○		
佐用町		○	○				○	○		
三木市	○	○	○		○	○	○	○		○
上郡町		○	○				○	○		
相生市		○	○				○	○		
播磨町	○	○	○			○	○	○		
宝塚市	○	○	○		○	○	○	○		○
明石市										
川西市	○	○	○		○	○	○	○		○
市川町		○	○				○	○		
伊丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
朝来市										
宍粟市		○	○				○	○		
たつの市										
稲美町		○	○				○	○		
三田市		○	○		○		○	○		○
丹波篠山市	○	○	○		○	○	○	○		○
小野市										
新温泉町		○	○				○	○		
神河町	○	○	○			○	○	○		
西脇市		○	○				○	○		
多可町		○	○				○	○		
太子町		○	○				○	○		
丹波市		○	○				○	○		
淡路市		○	○				○	○		
猪名川町		○	○				○	○		
南あわじ市		○	○				○	○		
尼崎市		○	○		○		○	○		○
洲本市		○	○				○	○		
豊岡市	○	○	○			○	○	○		
加古川市		○	○		○		○	○		○
福崎町		○	○				○	○		
加東市		○	○				○	○		
西宮市										
加西市		○	○		○		○	○		○
赤穂市										
養父市		○	○				○	○		
姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
播磨高原広域事務組合										
合計	11	35	35	4	12	11	35	35	4	12

※回答できた自治体を「○」と表示

調査項目 1 : 教職員の勤務実態の把握

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問 3－①】令和 2 年 4 月（回答有）「在校等時 間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じ た時間の該当人数について					【問 3－①】令和 2 年 5 月（回答有）「在校等時 間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じ た時間の該当人数について				
	幼稚園 （幼稚園 型認定こ ども園を 含む）	小学校 （義務教 育学校前 期課程含 む）	中学校 （義務教 育学校後 期課程、 中等教育 学校前期 課程含 む）	高等学校 （中等教 育学校後 期課程含 む）	特別支援 学校	幼稚園 （幼稚園 型認定こ ども園を 含む）	小学校 （義務教 育学校前 期課程含 む）	中学校 （義務教 育学校後 期課程、 中等教育 学校前期 課程含 む）	高等学校 （中等教 育学校後 期課程含 む）	特別支援 学校
兵庫県				○	○				○	○
神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
芦屋市	○	○	○			○	○	○		
香美町		○	○				○	○		
高砂市		○	○				○	○		
佐用町		○	○				○	○		
三木市										
上郡町		○	○				○	○		
相生市		○	○				○	○		
播磨町	○	○	○			○	○	○		
宝塚市	○	○	○		○	○	○	○		○
明石市		○	○		○		○	○		○
川西市	○	○	○		○	○	○	○		○
市川町		○	○				○	○		
伊丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
朝来市										
宍粟市		○	○				○	○		
たつの市										
稲美町		○	○				○	○		
三田市		○	○		○		○	○		○
丹波篠山市	○	○	○		○	○	○	○		○
小野市		○	○		○		○	○		○
新温泉町		○	○				○	○		
神河町	○	○	○			○	○	○		
西脇市		○	○				○	○		
多可町		○	○				○	○		
太子町		○	○				○	○		
丹波市		○	○				○	○		
淡路市		○	○				○	○		
猪名川町		○	○				○	○		
南あわじ市		○	○				○	○		
尼崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
洲本市		○	○				○	○		
豊岡市	○	○	○			○	○	○		
加古川市		○	○		○		○	○		○
福崎町										
加東市		○	○				○	○		
西宮市										
加西市		○	○		○		○	○		○
赤穂市										
養父市		○	○				○	○		
姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
播磨高原広域事務組合		○	○				○	○		
合計	11	36	36	5	13	11	36	36	5	13

※回答できた自治体を「○」と表示

調査項目 1 : 教職員の勤務実態の把握

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問 3-①】令和 2 年 6 月（回答有）「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間の該当人数について					【問 3-①】令和 2 年 7 月（回答有）「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間の該当人数について				
	幼稚園 （幼稚園 型認定こ ども園を 含む）	小学校 （義務教 育学校前 期課程含 む）	中学校 （義務教 育学校後 期課程、 中等教育 学校前期 課程含 む）	高等学校 （中等教 育学校後 期課程含 む）	特別支援 学校	幼稚園 （幼稚園 型認定こ ども園を 含む）	小学校 （義務教 育学校前 期課程含 む）	中学校 （義務教 育学校後 期課程、 中等教育 学校前期 課程含 む）	高等学校 （中等教 育学校後 期課程含 む）	特別支援 学校
兵庫県				○	○				○	○
神戸市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
芦屋市	○	○	○			○	○	○		
香美町		○	○				○	○		
高砂市		○	○				○	○		
佐用町		○	○				○	○		
三木市										
上郡町		○	○				○	○		
相生市		○	○				○	○		
播磨町	○	○	○			○	○	○		
宝塚市	○	○	○		○	○	○	○		○
明石市		○	○		○		○	○		○
川西市	○	○	○		○	○	○	○		○
市川町		○	○				○	○		
伊丹市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
朝来市										
宍粟市		○	○				○	○		
たつの市										
稲美町		○	○				○	○		
三田市		○	○		○		○	○		○
丹波篠山市	○	○	○		○	○	○	○		○
小野市		○	○		○		○	○		○
新温泉町		○	○				○	○		
神河町	○	○	○			○	○	○		
西脇市		○	○				○	○		
多可町		○	○				○	○		
太子町		○	○				○	○		
丹波市		○	○				○	○		
淡路市		○	○				○	○		
猪名川町		○	○				○	○		
南あわじ市		○	○				○	○		
尼崎市	○	○	○	○	○		○	○		○
洲本市		○	○				○	○		
豊岡市	○	○	○			○	○	○		
加古川市		○	○		○		○	○		○
福崎町										
加東市		○	○				○	○		
西宮市										
加西市		○	○		○		○	○		○
赤穂市										
養父市		○	○				○	○		
姫路市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
播磨高原広域事務組合		○	○				○	○		
合計	11	36	36	5	13	10	36	36	4	13

※回答できた自治体を「○」と表示

調査項目 1：教職員の勤務実態の把握

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問 3－①】令和 2 年 8 月（回答有）「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間の該当人数について				
	幼稚園 （幼稚園 型認定こ ども園を 含む）	小学校 （義務教 育学校前 期課程含 む）	中学校 （義務教 育学校後 期課程、 中等教育 学校前期 課程含 む）	高等学校 （中等教 育学校後 期課程含 む）	特別支援 学校
兵庫県					
神戸市	○	○	○	○	○
芦屋市	○	○	○		
香美町		○	○		
高砂市		○	○		
佐用町		○	○		
三木市					
上郡町		○	○		
相生市		○	○		
播磨町	○	○	○		
宝塚市	○	○	○		○
明石市		○	○		○
川西市	○	○	○		○
市川町		○	○		
伊丹市	○	○	○	○	○
朝来市					
宍粟市		○	○		
たつの市					
稲美町		○	○		
三田市		○	○		○
丹波篠山市	○				
小野市					
新温泉町		○	○		
神河町	○	○	○		
西脇市					
多可町					
太子町		○	○		
丹波市		○	○		
淡路市		○	○		
猪名川町		○	○		
南あわじ市		○	○		
尼崎市		○	○		
洲本市		○	○		
豊岡市	○	○	○		
加古川市					
福崎町					
加東市		○	○		
西宮市					
加西市		○	○		○
赤穂市					
養父市		○	○		
姫路市	○	○	○	○	○
播磨高原広域事務組合		○	○		
合計	10	31	31	3	8

※回答できた自治体を「○」と表示

調査項目１：教職員の勤務実態の把握

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問３－②】合計人数に含まれる職種												
	回答対 象者	①校長	②教 頭・副 校長	③主幹 教諭・ 指導教 諭	④教諭	⑤助教 諭	⑥養護 教諭	⑦養護 助教諭	⑧栄養 教諭	⑨講師	⑩事務 職員	⑪学校 栄養職 員	⑫学校 図書館 事務員、看 護師、用 務員等の職 員
兵庫県	○	○	○	○	○		○		○	○	○		○
神戸市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
芦屋市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
香美町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
高砂市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
佐用町	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
三木市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
上郡町	○	○	○	○	○		○		○	○			
相生市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
播磨町	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
宝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
明石市	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
川西市	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
市川町	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
伊丹市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
朝来市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
宍粟市	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
たつの市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
稲美町	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
三田市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
丹波篠山市	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
小野市	○			○	○								
新温泉町	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
神河町	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
西脇市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
多可町	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
太子町	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
丹波市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
淡路市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
猪名川町	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
南あわじ市	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
尼崎市	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
洲本市	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
豊岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
加古川市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
福崎町	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
加東市	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
西宮市													
加西市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
赤穂市													
養父市	○	○	○	○	○		○		○	○	○		
姫路市	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
播磨高原広域事務組合	○		○		○					○			
合計	41	39	40	40	41	3	39	3	37	39	38	12	2

調査項目 1 : 教職員の勤務実態の把握

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問 3－③】 在校等時間等に含まれる時間					
	回答対象者	①校内に在 校している 在校時間 (平日)	②校内に在 校している 在校時間 (休日・週 休日)	③校外での 勤務(出 張、研修 等)の時間 (平日)	④校外での 勤務(出 張、研修 等)の時間 (休日・週 休日)	⑤各地方公 共団体で定 める方法に よるテレ ワーク等 による時間
兵庫県	○	○	○	○	○	○
神戸市	○	○	○	○	○	
芦屋市	○	○	○	○	○	
香美町	○	○	○	○	○	
高砂市	○	○	○	○	○	
佐用町	○	○	○			○
三木市	○	○	○	○	○	○
上郡町	○	○	○	○	○	
相生市	○	○	○	○		
播磨町	○	○	○	○	○	○
宝塚市	○	○	○	○	○	
明石市	○	○	○	○	○	
川西市	○	○	○	○	○	
市川町	○	○		○		
伊丹市	○	○	○	○	○	
朝来市	○	○	○	○	○	
宍粟市	○	○	○	○	○	
たつの市	○	○				
稲美町	○	○	○	○	○	
三田市	○	○	○	○	○	○
丹波篠山市	○	○	○	○	○	○
小野市	○	○		○	○	○
新温泉町	○	○	○	○	○	
神河町	○	○	○	○	○	
西脇市	○	○	○	○		
多可町	○	○	○	○	○	○
太子町	○	○	○	○	○	
丹波市	○	○	○	○	○	
淡路市	○	○	○	○	○	
猪名川町	○	○				
南あわじ市	○	○	○	○	○	
尼崎市	○	○	○	○	○	
洲本市	○	○	○	○	○	○
豊岡市	○	○	○	○	○	
加古川市	○	○	○	○	○	
福崎町	○	○	○			
加東市	○	○	○	○	○	○
西宮市						
加西市	○	○	○	○	○	○
赤穂市	○	○				
養父市	○	○	○	○	○	○
姫路市	○	○	○	○	○	○
播磨高原広域事務組合	○	○	○	○	○	○
合計	42	42	37	37	34	14

調査項目 1 : 教職員の勤務実態の把握

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問 4】新型コロナウイルス感染症対策のために、令和 2 年 6 月～8 月において、域内の概ねの学校において実施されていた項目								
	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）								
	回答対象者	①土曜日の 活用	②長期休業 期間の短縮	③平日にお ける授業時 間数の増加	④教育課程 に位置付け ない補習の 実施	⑤分散登校 の実施	⑥教員によ る清掃・消 毒作業	⑦部活動の 活動時間の 短縮又は自 粛	⑧学校行事 の中止・延 期または縮 小
兵庫県									
神戸市	○		○			○	○		○
芦屋市	○		○			○	○		○
香美町	○		○				○		○
高砂市									
佐用町									
三木市	○						○		○
上郡町	○						○		○
相生市	○		○				○		○
播磨町	○					○	○		○
宝塚市	○		○			○	○		○
明石市	○		○			○	○		○
川西市	○		○			○	○		○
市川町									
伊丹市	○		○			○	○		○
朝来市									
宍粟市									
たつの市	○		○				○		○
稲美町	○		○				○		○
三田市	○		○				○		○
丹波篠山市	○		○				○		○
小野市	○						○		
新温泉町	○						○		○
神河町	○		○				○		○
西脇市	○						○		○
多可町									
太子町	○		○				○		○
丹波市									
淡路市									
猪名川町	○		○	○			○		○
南あわじ市	○	○					○		
尼崎市	○					○	○		○
洲本市	○		○				○		○
豊岡市	○		○				○		○
加古川市	○					○	○		○
福崎町	○								○
加東市									
西宮市	○		○				○		○
加西市									
赤穂市	○		○				○		○
養父市									
姫路市	○		○				○		○
播磨高原広域事務組合									
合計	30	1	20	1	0	9	29	0	28

調査項目１：教職員の勤務実態の把握

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問４】新型コロナウイルス感染症対策のために、令和２年６月～８月において、域内の概ねの学校において実施されていた項目								
	小学校（義務教育学校前期課程含む）								
	回答対象者	①土曜日の 活用	②長期休業 期間の短縮	③平日にお ける授業時 間数の増加	④教育課程 に位置付け ない補習の 実施	⑤分散登校 の実施	⑥教員によ る清掃・消 毒作業	⑦部活動の 活動時間の 短縮又は自 粛	⑧学校行事 の中止・延 期または縮 小
兵庫県									
神戸市	○		○	○	○	○	○		○
芦屋市	○		○			○	○	○	○
香美町	○		○	○	○	○	○		○
高砂市	○		○	○			○		○
佐用町	○		○			○	○		○
三木市	○		○			○	○		○
上郡町	○		○				○		○
相生市	○		○				○		○
播磨町	○		○			○	○		○
宝塚市	○		○	○		○	○		○
明石市	○		○	○		○	○		○
川西市	○		○			○	○		○
市川町	○		○						○
伊丹市	○		○		○	○	○		○
朝来市	○		○				○		○
宍粟市	○		○			○	○	○	○
たつの市	○		○			○	○		○
稲美町	○		○				○		○
三田市	○		○			○	○		○
丹波篠山市	○		○			○	○		○
小野市	○		○				○		○
新温泉町	○		○				○		○
神河町	○		○				○		○
西脇市	○		○	○		○	○	○	○
多可町	○		○			○	○		○
太子町	○		○			○	○		○
丹波市	○		○	○	○	○	○	○	○
淡路市	○		○			○	○		○
猪名川町	○		○	○			○		○
南あわじ市	○		○				○		○
尼崎市	○		○	○		○	○		○
洲本市	○		○				○		○
豊岡市	○		○			○	○		○
加古川市	○		○	○		○	○		○
福崎町	○		○				○	○	○
加東市	○		○		○	○	○		○
西宮市	○		○		○	○	○		○
加西市	○		○			○	○		○
赤穂市	○		○				○		○
養父市	○		○				○		○
姫路市	○		○			○	○		○
播磨高原広域事務組合	○		○						○
合計	42	0	42	10	6	26	40	5	42

調査項目１：教職員の勤務実態の把握

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問４】新型コロナウイルス感染症対策のために、令和２年６月～８月において、域内の概ねの学校において実施されていた項目								
	中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む）								
	回答対象者	①土曜日の 活用	②長期休業 期間の短縮	③平日にお ける授業時 間数の増加	④教育課程 に位置付け ない補習の 実施	⑤分散登校 の実施	⑥教員によ る清掃・消 毒作業	⑦部活動の 活動時間の 短縮又は自 粛	⑧学校行事 の中止・延 期または縮 小
兵庫県									
神戸市	○		○	○	○	○	○	○	○
芦屋市	○		○			○	○	○	○
香美町	○		○	○	○	○	○	○	○
高砂市	○		○	○			○	○	○
佐用町	○		○	○		○	○	○	○
三木市	○		○			○	○	○	○
上郡町	○		○	○	○	○	○	○	○
相生市	○		○				○	○	○
播磨町	○		○			○	○	○	○
宝塚市	○		○	○		○	○	○	○
明石市	○		○	○		○	○	○	○
川西市	○		○			○	○	○	○
市川町	○		○					○	○
伊丹市	○		○	○	○	○	○	○	○
朝来市	○		○				○	○	○
宍粟市	○		○			○	○	○	○
たつの市	○		○			○	○	○	○
稲美町	○		○	○	○		○	○	○
三田市	○		○			○	○	○	○
丹波篠山市	○		○			○	○	○	○
小野市	○		○				○	○	○
新温泉町	○		○				○	○	○
神河町	○		○				○	○	○
西脇市	○		○	○		○	○	○	○
多可町	○		○			○	○		○
太子町	○		○	○	○	○	○	○	○
丹波市	○		○	○	○	○	○	○	○
淡路市	○		○			○	○	○	○
猪名川町	○		○	○			○		○
南あわじ市	○		○				○	○	○
尼崎市	○		○	○		○	○	○	○
洲本市	○		○				○	○	○
豊岡市	○		○			○	○	○	○
加古川市	○		○	○		○	○	○	○
福崎町	○		○				○	○	○
加東市	○		○		○	○	○	○	○
西宮市	○		○		○	○	○	○	○
加西市	○		○			○	○	○	○
赤穂市	○		○				○	○	○
養父市	○		○				○	○	○
姫路市	○		○			○	○	○	○
播磨高原広域事務組合	○		○					○	○
合計	42	0	42	15	9	27	40	40	42

調査項目１：教職員の勤務実態の把握

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問４】新型コロナウイルス感染症対策のために、令和２年６月～８月において、域内の概ねの学校において実施されていた項目								
	高等学校（中等教育学校後期課程含む）								
	回答対象者	①土曜日の 活用	②長期休業 期間の短縮	③平日にお ける授業時 間数の増加	④教育課程 に位置付け ない補習の 実施	⑤分散登校 の実施	⑥教員によ る清掃・消 毒作業	⑦部活動の 活動時間の 短縮又は自 粛	⑧学校行事 の中止・延 期または縮 小
兵庫県	○		○		○	○	○	○	○
神戸市	○		○	○	○	○	○	○	○
芦屋市									
香美町									
高砂市									
佐用町									
三木市									
上郡町									
相生市									
播磨町									
宝塚市									
明石市	○		○	○		○	○	○	○
川西市									
市川町									
伊丹市	○		○	○		○	○	○	○
朝来市									
宍粟市									
たつの市									
稲美町									
三田市									
丹波篠山市									
小野市	○						○		
新温泉町									
神河町									
西脇市									
多可町									
太子町									
丹波市									
淡路市									
猪名川町									
南あわじ市									
尼崎市	○		○			○	○	○	○
洲本市									
豊岡市									
加古川市									
福崎町	○							○	
加東市									
西宮市	○		○		○	○	○	○	○
加西市									
赤穂市									
養父市									
姫路市	○		○			○	○	○	○
播磨高原広域事務組合									
合計	9	0	7	3	3	7	8	8	7

調査項目１：教職員の勤務実態の把握

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問４】新型コロナウイルス感染症対策のために、令和２年６月～８月において、域内の概ねの学校において実施されていた項目								
	特別支援学校								
	回答対象者	①土曜日の 活用	②長期休業 期間の短縮	③平日にお ける授業時 間数の増加	④教育課程 に位置付け ない補習の 実施	⑤分散登校 の実施	⑥教員によ る清掃・消 毒作業	⑦部活動の 活動時間の 短縮又は自 粛	⑧学校行事 の中止・延 期または縮 小
兵庫県	○		○	○		○	○	○	○
神戸市	○		○	○		○	○	○	○
芦屋市									
香美町									
高砂市									
佐用町									
三木市	○		○			○	○		○
上郡町									
相生市									
播磨町									
宝塚市	○		○			○	○		○
明石市	○		○				○		○
川西市	○		○			○	○		○
市川町									
伊丹市	○		○			○	○		○
朝来市									
宍粟市									
たつの市									
稲美町									
三田市	○		○			○	○		○
丹波篠山市	○		○			○	○		○
小野市	○		○				○		○
新温泉町									
神河町									
西脇市									
多可町									
太子町									
丹波市									
淡路市									
猪名川町									
南あわじ市									
尼崎市	○		○			○	○		○
洲本市									
豊岡市									
加古川市	○		○				○		○
福崎町									
加東市									
西宮市	○		○			○	○		○
加西市	○		○			○	○		○
赤穂市									
養父市									
姫路市	○		○			○	○		○
播磨高原広域事務組合									
合計	15	0	15	2	0	12	15	2	15

調査項目 2：改正給特法の施行を踏まえた対応状況

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問 5】令和元年12月に公布された給特法の一部を改正する法律による改正後の給特法について					
	【問 5－①】「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）について					
	回答対象者	①令和元年度中の 議会において条例 改正を行った。	②令和2年度（4 月～8月）の議会 において条例改正 を行った。	③令和2年度（9 月～3月）の議会 において条例改正 を行う予定であ る。	④条例に明確な根 拠となる規定が既 に整備されてお り、条例改正は行 わない。	⑤条例の整備につ いては検討中であ る。
兵庫県	○					○
神戸市	○	○				
芦屋市						
香美町						
高砂市						
佐用町						
三木市						
上郡町						
相生市						
播磨町						
宝塚市						
明石市						
川西市						
市川町						
伊丹市						
朝来市						
宍粟市						
たつの市						
稲美町						
三田市						
丹波篠山市						
小野市						
新温泉町						
神河町						
西脇市						
多可町						
太子町						
丹波市						
淡路市						
猪名川町						
南あわじ市						
尼崎市						
洲本市						
豊岡市						
加古川市						
福崎町						
加東市						
西宮市						
加西市						
赤穂市						
養父市						
姫路市						
播磨高原広域事務組合						
合計	2	1	0	0	0	1

調査項目2：改正給特法の施行を踏まえた対応状況

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問5】令和元年12月に公布された給特法の一部を改正する法律による改正後の給特法について				
	【問5-①】「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（以下「指針」という。）について				
	回答対象者	①令和元年度中に規則等の整備を行った。	②令和2年度（4月～8月）において規則等の整備を行った。	③令和2年度（9月～3月）において規則等の整備を行う予定である。	④規則等の整備については検討中である。
兵庫県	○	○			
神戸市	○	○			
芦屋市	○	○			
香美町	○		○		
高砂市	○	○			
佐用町	○		○		
三木市	○		○		
上郡町	○	○			
相生市	○	○			
播磨町	○				○
宝塚市	○		○		
明石市	○	○			
川西市	○			○	
市川町	○		○		
伊丹市	○	○			
朝来市	○	○			
宍粟市	○	○			
たつの市	○	○			
稲美町	○		○		
三田市	○	○			
丹波篠山市	○	○			
小野市	○	○			
新温泉町	○		○		
神河町	○	○			
西脇市	○	○			
多可町	○	○			
太子町	○	○			
丹波市	○		○		
淡路市	○	○			
猪名川町	○	○			
南あわじ市	○	○			
尼崎市	○	○			
洲本市	○	○			
豊岡市	○	○			
加古川市	○		○		
福崎町	○	○			
加東市	○	○			
西宮市	○		○		
加西市	○	○			
赤穂市	○	○			
養父市	○	○			
姫路市	○	○			
播磨高原広域事務組合	○	○			
合計	43	31	10	1	1

調査項目 2 : 改正給特法の施行を踏まえた対応状況

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問 5】 令和元年12月に公布された給特法の一部を改正する法律による改正後の給特法について				
	【問 5－②】 休日の「まとめ取り」のための1年単位の変形労働時間制について				
	回答対象者	①令和2年度の議会に おいて条例の整備を行 う予定である。	②時期は未定だが、条 例の整備を行う予定で ある。	③条例の整備を行う予 定はない。	④条例の整備を行うか 否かを含めて検討中で ある。
兵庫県	○		○		
神戸市	○				○
芦屋市					
香美町					
高砂市					
佐用町					
三木市					
上郡町					
相生市					
播磨町					
宝塚市					
明石市					
川西市					
市川町					
伊丹市					
朝来市					
宍粟市					
たつの市					
稲美町					
三田市					
丹波篠山市					
小野市					
新温泉町					
神河町					
西脇市					
多可町					
太子町					
丹波市					
淡路市					
猪名川町					
南あわじ市					
尼崎市					
洲本市					
豊岡市					
加古川市					
福崎町					
加東市					
西宮市					
加西市					
赤穂市					
養父市					
姫路市					
播磨高原広域事務組合					
合計	2	0	1	0	1

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問6】取組状況について			
	①所管の学校の働き方改 革又は業務改善に関し て、時間外勤務の縮減に 向けた業務改善方針や計 画等を策定している	②学校における業務改善 の取組の促進にかかる定 量的なフォローアップを 実施しており、業務改善 のPDCAサイクルを構 築している	③部活動について、部活 動指導員をはじめとした 外部人材の参画を図って いる	④臨時休業に伴う学習の 遅れを取り戻すための補 習等、新たな教員の負担 を軽減するために学習指 導員等の人材の参画を 図っている
兵庫県	実施	実施	実施	実施
神戸市	実施	実施	実施	実施
芦屋市	実施	実施	実施	実施
香美町	実施	実施	検討中	実施
高砂市	実施	検討中	実施	実施
佐用町	実施	実施	検討中	実施
三木市	実施	検討中	実施	実施
上郡町	検討中	検討中	検討中	実施
相生市	検討中	検討中	実施	実施
播磨町	検討中	実施	実施	実施
宝塚市	実施	実施	実施	実施
明石市	実施	検討中	実施	実施
川西市	検討中	検討中	実施	実施
市川町	未実施	未実施	実施	実施
伊丹市	実施	実施	実施	実施
朝来市	検討中	検討中	実施	実施
宍粟市	検討中	検討中	実施	実施
たつの市	実施	実施	実施	実施
稲美町	実施	検討中	実施	実施
三田市	実施	実施	実施	実施
丹波篠山市	検討中	実施	実施	実施
小野市	実施	実施	実施	実施
新温泉町	検討中	検討中	未実施	実施
神河町	実施	検討中	検討中	実施
西脇市	実施	検討中	実施	実施
多可町	検討中	実施	実施	実施
太子町	検討中	検討中	実施	実施
丹波市	実施	実施	実施	実施
淡路市	検討中	検討中	実施	実施
猪名川町	実施	実施	実施	実施
南あわじ市	検討中	検討中	実施	実施
尼崎市	実施	実施	実施	実施
洲本市	実施	実施	実施	実施
豊岡市	実施	未実施	検討中	未実施
加古川市	検討中	実施	実施	実施
福崎町	検討中	検討中	実施	実施
加東市	実施	検討中	実施	実施
西宮市	実施	検討中	実施	実施
加西市	検討中	検討中	実施	実施
赤穂市	実施	検討中	実施	実施
養父市	実施	実施	検討中	実施
姫路市	実施	実施	実施	実施
播磨高原広域事務組合	実施	実施	実施	実施
合計	27	21	36	42

※【a:既に実施した又は実施中】を実施、【b:実施に向けて検討中】を検討中、【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】を未実施、【d:学校種の性質上、検討する余地がない】を対象外と表示

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問6】取組状況について				
	⑤事務作業や電話・来客 対応、消毒作業等、教員 の負担軽減のためにス クール・サポート・ス タッフをはじめとした人 材の参画を図っている	【問6-⑤付問】 具体的な主体について			
		回答対象者	スクール・サポー ト・スタッフ等とし て雇用されている人 材の配置	地域住民との連携・ 協働	保護者の協力
兵庫県	実施	○	○		
神戸市	実施	○	○		
芦屋市	実施	○	○		
香美町	実施	○	○		
高砂市	実施	○	○		
佐用町	実施	○	○		
三木市	実施	○	○		
上郡町	実施	○	○		
相生市	実施	○	○		
播磨町	実施	○	○	○	○
宝塚市	実施	○	○		
明石市	実施	○	○	○	○
川西市	実施	○	○		
市川町	実施	○	○		
伊丹市	実施	○	○		
朝来市	実施	○	○		
宍粟市	実施	○	○		
たつの市	実施	○	○		
稲美町	実施	○	○		
三田市	実施	○	○	○	
丹波篠山市	実施	○	○	○	
小野市	実施	○	○		
新温泉町	実施	○	○		
神河町	実施	○	○		
西脇市	実施	○	○		
多可町	実施	○	○	○	
太子町	実施	○	○		
丹波市	実施	○	○	○	
淡路市	実施	○	○		
猪名川町	実施	○	○	○	
南あわじ市	実施	○	○		
尼崎市	実施	○	○		
洲本市	実施	○	○		
豊岡市	未実施				
加古川市	実施	○	○		
福崎町	実施	○	○		
加東市	実施	○	○		
西宮市	実施	○	○		
加西市	実施	○	○		
赤穂市	実施	○	○	○	
養父市	実施	○	○		
姫路市	実施	○	○		
播磨高原広域事務組合	実施	○	○		
合計	42	42	42	8	2

※【a:既に実施した又は実施中】を実施、【b:実施に向けて検討中】を検討中、【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】を未実施、【d:学校種の性質上、検討する余地がない】を対象外と表示

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問 6】取組状況について		
	⑥学習評価や成績処理について、 I C Tを活用（校務支援システム 等の活用等）して、事務作業の負 担軽減を図っている	⑦教育委員会等から学校に向けた 調査・統計業務を削減している	⑧学校給食費を地方公共団体の会 計に組み入れる公会計化制度を採 用すると共に、給食費の徴収・管 理を地方公共団体や教育委員会 で対応している
兵庫県	実施	実施	未実施
神戸市	実施	実施	検討中
芦屋市	実施	実施	実施
香美町	実施	実施	実施
高砂市	実施	検討中	検討中
佐用町	実施	実施	未実施
三木市	実施	実施	実施
上郡町	実施	実施	実施
相生市	実施	実施	未実施
播磨町	実施	実施	検討中
宝塚市	実施	実施	実施
明石市	実施	実施	検討中
川西市	実施	実施	検討中
市川町	実施	実施	実施
伊丹市	実施	実施	実施
朝来市	実施	検討中	実施
宍粟市	実施	実施	検討中
たつの市	実施	実施	実施
稲美町	実施	実施	検討中
三田市	実施	実施	実施
丹波篠山市	実施	実施	実施
小野市	実施	実施	実施
新温泉町	実施	実施	実施
神河町	実施	実施	実施
西脇市	実施	実施	未実施
多可町	実施	実施	実施
太子町	実施	実施	検討中
丹波市	実施	検討中	実施
淡路市	実施	検討中	検討中
猪名川町	実施	検討中	検討中
南あわじ市	実施	検討中	検討中
尼崎市	実施	実施	検討中
洲本市	実施	実施	検討中
豊岡市	実施	実施	検討中
加古川市	実施	検討中	実施
福崎町	実施	検討中	実施
加東市	実施	実施	実施
西宮市	実施	実施	実施
加西市	実施	実施	検討中
赤穂市	実施	検討中	未実施
養父市	実施	実施	実施
姫路市	実施	実施	検討中
播磨高原広域事務組合	実施	実施	実施
合計	43	34	22

※【a:既に実施した又は実施中】を実施、【b:実施に向けて検討中】を検討中、【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】を未実施、【d:学校種の性質上、検討する余地がない】を対象外と表示

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問 6】取組状況について					
	⑨学校閉庁日の 設定をしている	【問 6-⑨付問】 年間の設定期間について				
		回答対象者	5日未満	5日～10日未 満	10日～15日 未満	15日以上
兵庫県	実施	○	○			
神戸市	実施	○	○			
芦屋市	実施	○	○			
香美町	実施	○	○			
高砂市	実施	○	○			
佐用町	実施	○	○			
三木市	実施	○	○			
上郡町	実施	○		○		
相生市	実施	○		○		
播磨町	実施	○	○			
宝塚市	実施	○	○			
明石市	実施	○	○			
川西市	実施	○	○			
市川町	実施	○	○			
伊丹市	実施	○	○			
朝来市	実施	○	○			
宍粟市	実施	○	○			
たつの市	実施	○	○			
稲美町	実施	○	○			
三田市	実施	○	○			
丹波篠山市	実施	○	○			
小野市	実施	○	○			
新温泉町	実施	○	○			
神河町	実施	○	○			
西脇市	実施	○	○			
多可町	実施	○		○		
太子町	実施	○	○			
丹波市	実施	○	○			
淡路市	実施	○	○			
猪名川町	実施	○	○			
南あわじ市	実施	○	○			
尼崎市	実施	○		○		
洲本市	実施	○		○		
豊岡市	実施	○	○			
加古川市	実施	○	○			
福崎町	実施	○	○			
加東市	実施	○		○		
西宮市	実施	○	○			
加西市	実施	○		○		
赤穂市	実施	○	○			
養父市	実施	○	○			
姫路市	実施	○	○			
播磨高原広域事務組合	実施	○	○			
合計	43	43	36	7	0	0

※【a:既に実施した又は実施中】を実施、【b:実施に向けて検討中】を検討中、【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】を未実施、【d:学校種の性質上、検討する余地がない】を対象外と表
二

都道府県・ 政令指定都 市・市区町 村	【問6】取組状況について					
	⑩勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備している	⑪学校事務の共同実施をしている	⑫域内の学校において、労働安全衛生法に定められているストレスチェックを実施している	【問6-⑫付問】実施状況について		
				回答対象者	学校規模に関わらずすべての学校で実施	50人以上の学校でのみ実施
兵庫県	実施	対象外	実施	○	○	
神戸市	検討中	未実施	実施	○	○	
芦屋市	実施	実施	実施	○	○	
香美町	検討中	実施	検討中			
高砂市	未実施	未実施	実施	○	○	
佐用町	未実施	実施	実施	○	○	
三木市	実施	検討中	実施	○	○	
上郡町	検討中	実施	実施	○	○	
相生市	検討中	検討中	未実施			
播磨町	実施	実施	実施	○	○	
宝塚市	実施	検討中	実施	○	○	
明石市	実施	検討中	実施	○	○	
川西市	実施	検討中	実施	○	○	
市川町	未実施	検討中	未実施			
伊丹市	実施	検討中	実施	○	○	
朝来市	検討中	検討中	実施	○	○	
宍粟市	検討中	検討中	実施	○	○	
たつの市	未実施	検討中	実施	○	○	
稲美町	実施	検討中	実施	○	○	
三田市	実施	検討中	実施	○	○	
丹波篠山市	検討中	検討中	実施	○	○	
小野市	実施	実施	実施	○	○	
新温泉町	実施	未実施	実施	○	○	
神河町	未実施	実施	検討中			
西脇市	実施	検討中	検討中			
多可町	実施	検討中	実施	○	○	
太子町	検討中	検討中	実施	○	○	
丹波市	実施	未実施	実施	○	○	
淡路市	検討中	検討中	未実施			
猪名川町	実施	検討中	実施	○	○	
南あわじ市	未実施	実施	検討中			
尼崎市	検討中	検討中	実施	○	○	
洲本市	検討中	検討中	実施	○	○	
豊岡市	検討中	検討中	実施	○	○	
加古川市	実施	実施	実施	○	○	
福崎町	未実施	検討中	実施	○	○	
加東市	実施	実施	実施	○	○	
西宮市	検討中	検討中	実施	○		○
加西市	検討中	検討中	実施	○	○	
赤穂市	実施	検討中	実施	○	○	
養父市	検討中	未実施	実施	○	○	
姫路市	実施	検討中	実施	○	○	
播磨高原広域事務組合	実施	対象外	対象外			
合計	21	10	35	35	34	1

※【a:既に実施した又は実施中】を実施、【b:実施に向けて検討中】を検討中、【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】を未実施、【d:学校種の性質上、検討する余地がない】を対象外と表示